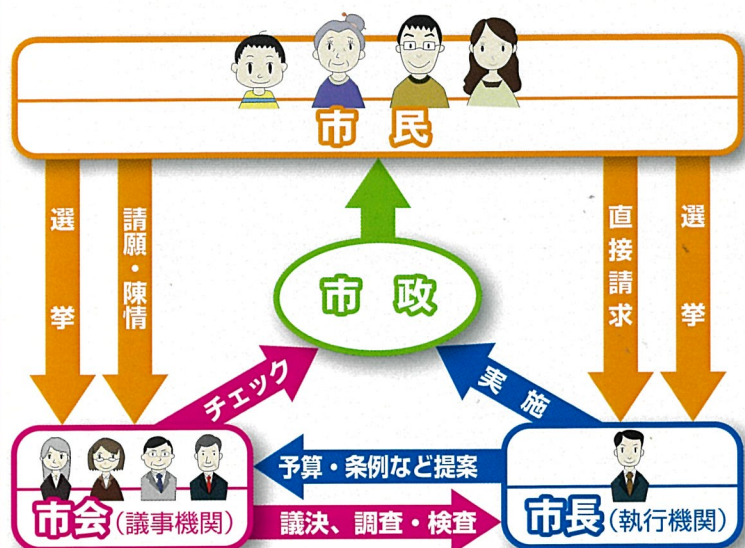


市会と市長

大阪市などの地方公共団体には、条例や予算を定めたり、市政の方針を決定したりする議会（議事機関）と、議会の決定に基づいて実際に仕事を行う団体の長（執行機関）があります。大阪市の場合は、市会が議事機関、市長が執行機関にあたります。

市長と市会は、独立・対等の立場で「車の両輪」のような関係にあり、互いに協力・けん制しあうことで調和と均衡を図りながら、よりよい市政の実現に努めています。



議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は対外的に市会を代表するとともに、市会が円滑に運営されるように努め、議場の秩序を保ちます。また、市会のさまざまな事務を指揮監督します。副議長は議長が出張や病気等で議長の職務を行えないときなどに、議長に代わってその職務を行います。

会派

市会も国会と同じように、所属政党や主義主張を同じくする議員が集まって会派を結成し、活動しています。

市会議員

市会は、市民から選挙で選ばれた議員によって構成されています。

満18歳以上の日本国民で、大阪市内に引き続き3カ月以上住所を有する住民には、市会議員を選挙する資格（選挙権）があり、また、選挙権を有する満25歳以上の人には市会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。

大阪市の議員定数は、条例で81人となっています。市会議員は24の行政区ごとに選挙されますが、各区において選挙される議員の数は、人口に比例して割り当てられています。

市会議員の任期は4年と定められており、現在の議員の任期は令和9年4月29日までです。

（次の一般選挙の際の議員定数は、70人と定められています。）

24 区別の市会議員の定数



定例会と臨時会

市会には、定例的に招集される定例会と、会議を開く必要が生じた場合に招集される臨時会があります。会期は、毎会期の初めに市会の議決で定めています。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。

市会に提出された議案や地方公共団体としての意思又は議事機関としての意思の決定は、最終的にはすべて本会議において決められます。

議員は招集された日に議場に集まり、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、会議は議長がその日の議事日程にしたがって進めていきます。

委員会

●常任委員会

市会で話し合う内容は、広範多岐にわたり、複雑化、専門化しています。全議員が集まる本会議ですべての審議を十分に行うことは不可能なため、部門別に複数の委員会を設け、それぞれの専門分野の議案や請願などについて、より詳しく審査を行っています。

常任委員会では市の事務の部門ごとに6つの委員会を設け、全議員がいずれかの委員会に所属します。各委員会には、委員長1人と副委員長2人をおいています。

●特別委員会

特別委員会は、特定の問題に関する審査や調査研究などを行うために、必要に応じて本会議の議決によって設置される委員会です。したがって、その問題の審査または調査研究などが終了すると消滅します。

大阪市の場合は、前年度の決算については、その内容を審査するために決算特別委員会を設置します。このほか、次の特別委員会を設置しています。

- ・2025 大阪・関西万博推進特別委員会
- ・大都市・税財政制度特別委員会
- ・環境対策特別委員会

会議の流れ

開会

本会議

（議案その他の案件の上程）
議案等を会議の議題とすることを上程といいます。
（提案趣旨の説明）
提案者から議案の内容と提案理由について説明があります。
（委員会付託）
議案等を詳細に審査するためそれぞれ担当の委員会に付託します。

（委員会付託を省略する場合がある。）

委員会

委員会では、各議員がそれぞれの専門知識を生かし、自由な討議を行って、委員会として賛成または反対の態度を決定します。

本会議

（委員長報告）
委員会の審査が終わると本会議を開き、委員長が委員会での審査の結果および経過を報告します。
（討論）
報告が終わると、議案等に対して賛成、反対の意見を述べることができます。これが討論です。
（採決）
賛成か反対かの採決を行い、市会の意思を決定します。

閉会

常任委員会の主な担当

議員は分野別のグループに分かれ、専門的に審査、調査等を行います。

財政総務	副首都化、DX、予算、市税 など
教育こども	教育、子育て など
民生保健	福祉、保健 など
都市経済	経済振興、文化、スポーツ、IR 推進、都市計画 など
市政改革	市政改革、防災、市民活動、住宅、消防、区役所 など
建設港湾	環境、道路、港湾、水道 など